

## 令和4年3月竜王町定例教育委員会会議録

開催日時 令和4年3月29日(火)  
開催場所 竜王町総合庁舎 2階 205会議室  
出席者 教 育 長 甲 津 和 寿  
委 員 今 井 安 徳  
委 員 川 部 由 紀 子  
委 員 田 中 弥 生  
委 員 谷 康 夫  
事 務 局 込山生涯学習課長、山本学校教育課長、西川図書館副館長  
生涯学習課生涯学習係竹山主査  
町田教育総務課長、西村教育総務課長補佐

開会時刻 午後1時00分

閉会時刻 午後2時30分

会議日程 以下のとおり

- 日程第 1 議第 4号 竜王町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議第 5号 竜王町教育委員会事務局事務処理規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議第 6号 竜王町通学自動車運営委員会規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議第 7号 竜王町学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議第 8号 竜王町教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議第 9号 竜王町通学自動車の使用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議第10号 竜王町立学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議第11号 竜王町就学前教育協議会設置要綱の一部を改正する要綱
- 日程第 9 議第12号 竜王町立幼稚園評議員および竜王町立学校学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱
- 日程第10 議第13号 竜王町立学校等看護師派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 日程第11 議第14号 竜王町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則
- 日程第12 議第15号 竜王町教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示
- 日程第13 議第16号 竜王町教育委員会の行政手続において押印を継続する手続等を定める告示
- 日程第14 議第17号 竜王町教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令
- 日程第15 議第18号 竜王町通学自動車の利用について
- 日程第16 議第19号 第2期竜王町スポーツ推進計画(案)について
- 日程第17 議第20号 第3期図書館基本計画(案)について
- 日程第18 その他 連絡事項

議事要旨 以下のとおり

【会議の内容】

- 町田課長 ただいまから、3月の定例教育委員会を開催いたします。  
それでは開会にあたりまして甲津教育長からごあいさつをお願いします。
- 甲津教育長 1年間コロナの対応に追われ、学年閉鎖、学級閉鎖をしながらでしたが、先週なんとか無事、幼小中の3学期そして今年度を終えることができました。また竜王幼稚園と竜王西幼稚園では、閉園式も行いました。いよいよ4月から竜王町立竜王認定こども園をスタートしていきます。  
先週末には竜王町でも人事内示がありました。教育委員会では生涯学習課の国スポを強化しています。新体制で令和4年度も頑張っていきたいと思います。今日は、提案事項がたくさんありますが、2時半を目途に終わりたいと思いますのでよろしくをお願いします。
- 町田課長 ありがとうございます。それでは提案事項に移らせていただきますので、教育長の方で進行よろしくをお願いします。
- 甲津教育長 日程第1 議第 4号 竜王町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則から日程第10 議第13号 竜王町立学校等看護師派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱まで関連する内容ですので一括して事務局提案し、議決は1議案ごとにしていきます。事務局から説明をお願いします。
- 町田課長 (議第4号から13号まで説明)
- 甲津教育長 ただいま説明がありましたが、何かご質問等ありましたらお願いします。  
では、1議案ごとに採決させていただきたいと思いますので、挙手をお願いします。  
日程第 1 議第 4号 竜王町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、賛成いただける方は挙手をお願いします。
- 教育委員 (一同挙手)
- 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第 5号 竜王町教育委員会事務局事務処理規則の一部を改正する規則について賛成いただける方は挙手をお願いします。
- 教育委員 (一同挙手)
- 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第 6号 竜王町通学自動車運営委員会規則の一部を改正する規則について賛成いただける方は挙手をお願いします。
- 教育委員 (一同挙手)
- 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第 7号 竜王町学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について賛成いただける方は挙手をお願いします。
- 教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第 8号 竜王町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第 9号 竜王町通学自動車の使用に関する規則の一部を改正する規則について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第10号 竜王町立学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第11号 竜王町就学前教育協議会設置要綱の一部を改正する要綱について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第12号 竜王町立幼稚園評議員および竜王町立学校学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
議第13号 竜王町立学校等看護師派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
では、続きまして日程第11 議第14号 竜王町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則から日程第14 議第17号 竜王町教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令まで関連する内容でもありますので一括して事務局から説明をお願いします。

西村課長補佐 (議第14号から17号まで説明)

甲津教育長 説明がありましたが、何かご質問等ありましたらお願いします。

谷委員 38 ページのところの第2条第2項のところに、「本人であることおよび本人の意思による手続きであることの確認を要する場合には、押印に代わる措置を求めることができる。」具体的にどのような形で本人確認をされているのでしょうか。

西村課長補佐 本人確認が必要なものに関しては提示を求めています、そこが明示されていないものについては押印されていることで本人からの申請と認めています。もし、今後その他に本人確認が必要であるということであれば、改めて本人確認書類の提示を求めることとなります。

谷委員 本人を確認する必要がある場合は押印を求めることがあるということですか。  
 西村課長補佐 印鑑ではなく、免許証等本人確認書類の提示を求めることができるということです。  
 谷委員 個人情報の収集なので、使用目的をこれとこれに使いますということで私達は取得して  
 いますが、そういったことを窓口でされているのか。個人情報を役所に提出すること  
 によって無駄に使われないか、しっかり手順を定めるべきではないでしょうか。  
 町田課長 原則的には、今回は押印を廃止するということですので、押印が無くても処理させて  
 もらうのですが、本人確認をしなければならない時は、住民課の窓口でしたらマイナ  
 バーカード、運転免許証、保険証等を用いる中で本人確認を行っています。ここには  
 うたわれていませんが、内部で個人情報の取扱いについては別途ルールが定められて  
 いますので、十分慎重な取り扱いをすることになっています。  
 甲津教育長 よろしいでしょうか。  
 それでは順次採決に入らせていただきます。  
 議題14号 竜王町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則に  
 ついて賛成いただける方は挙手をお願いします。  
 教育委員 (一同挙手)  
 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
 議題15号 竜王町教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示に  
 ついて賛成いただける方は挙手をお願いします。  
 教育委員 (一同挙手)  
 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
 議題16号 竜王町教育委員会の行政手続において押印を継続する手続き等を定める  
 告示について賛成いただける方は挙手をお願いします。  
 教育委員 (一同挙手)  
 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
 議題17号 竜王町教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令につ  
 いて賛成いただける方は挙手をお願いします。  
 教育委員 (一同挙手)  
 甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。  
 それでは続きまして、日程第15 議第18号 竜王町通学自動車の利用について  
 事務局から説明をお願いします。  
 町田課長 (議第18号説明)  
 甲津教育長 ただいま説明がありましたが、何かご質問等ありましたらお願いします。  
 今井委員 岡屋から通学する子どもはどこを通過してくるのですか。  
 町田課長 ひまわり保育園の前の県道を小口の方へ上がってきて、JA 倉庫のところから農道に  
 入ってきて、小口の集落を超えたら県道小口川守に出てきて、澤井建設前を通過して学  
 校へというコースで現在は通学されています。  
 今井委員 結構距離がありますね。  
 町田課長 岡屋の改善センターを集合場所にされているのですが、そこから図りますとちょうど

3キロぐらいになります。ほか弓削とか東出とか庄など遠いところはあるのですが、一応今回要望があったので他の集落も図りました。ほかについては、2.8キロとか3キロを超えていませんでした。現在乗られている、さくら団地、岡屋、西山の1・2年生で3キロを超えていて乗っておられないのは岡屋だけでした。今回岡屋が乗られたら、3キロ圏内の対象になっているところはバスに乗ることができる事になります。

谷委員 岡屋以外の来年1年生の人数もシュミレーションされていますか。

町田課長 令和5年の4月には今把握している人数では、岡屋の1・2年生も含めてバスの定員内に収まる予定です。めったにないとは思いますが、さくら団地にお子さんの多い家庭が転入されてきて乗れないということもあり得ますので確約はできませんが、今おられる人数で読みますと令和5年から乗れます。

甲津教育長 令和7年に中心核に小学校を移転新築しますと、岡屋は3キロに足りない、弓削や庄は3キロを超える可能性があります。総じて北側が遠くなります。バスが1台約1千万、バス代が1200円の中でどうしていくか悩ましいところです。

それでは、議第18号 竜王町通学自動車の利用について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。

つづきまして、日程第16 議第19号 第2期竜王町スポーツ推進計画(案)について事務局から説明をお願いします。

竹山主査 (議第19号説明)

甲津教育長 説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは採決に移ります。

議第19号 第2期竜王町スポーツ推進計画(案)について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。

つづきまして、日程第17 議第20号 第3期図書館基本計画(案)について事務局から説明をお願いします。

西川副館長 (議第20号説明)

甲津教育長 ただいま説明がありました。何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

それでは採決に移ります。

議第20号 第3期図書館基本計画(案)について賛成いただける方は挙手をお願いします。

教育委員 (一同挙手)

甲津教育長 ありがとうございます。挙手全員ですので、原案のとおり可決いたします。

それでは日程第18 その他について 事務局から説明をお願いします。

西村課長補佐 (連絡事項 説明)

甲津教育長 以上で本日の日程は終了しますが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

町田課長

ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして今井職務代理者からごあいさついただきます。

今井委員

(閉会のあいさつ)

町田課長

それでは、これで3月の定例教育委員会を閉じさせていただきたいと思います。